

[優秀賞]

## 外国人事件における困難に取り組んで

南川 学 長野県弁護士会・58期

### 出会い（受任から初回接見）

私が法テラス松本に赴任して半年ほど経ったある日、1本の電話連絡が入った。被疑者国選の受任要請の電話である。被疑者国選制度がスタートして半年、未だ被疑者国選を受ける機会がなかった私は内心「やっと被疑者国選がまわってきたぞ」と思いながら要請を受けることにした。罪名は殺人未遂、被疑者はブラジル人、被疑事実によれば、被疑者（以下、「A」という）は、所持していたナイフで被害者の腹部を刺して全治6週間の傷害を負わせたとのことであった。

事件の概略にどこかで聞き覚えがあると思ったことから、過去数日の新聞をチェックしたところ、やはり

地元新聞で当該事件が報道されていた。新聞報道によれば、Aは当初傷害罪で逮捕されたが、取調べで「（相手が）死んでもかまわないと思った」と供述したことから、殺人未遂罪に切り替えて再逮捕されたとのことであった。

その新聞報道を見た私は、殺意の有無が問題になりうるかもしれない、被疑者国選だし否認事件になるだろう……などと考えつつ、とにかくまずは接見だ！と意気込んで、さっそく通訳の手配をし、車を走らせて1時間ほどのところにある勾留場所のI警察署に赴き、初回接見に臨んだ。

I警察署の亚克力板の向こう側に現れたAは、連日の取調べのせいか憔悴きった様子だった。年齢は20代前半で、2年ほど前から妻と2人で日本へ出

稼ぎに来ていて、I市の山間部のとある製造工場で夫婦ともども作業員として働いており、稼ぎをブラジルで待つ子どもや親などの家族のもとに仕送りしながら生活しているとのことであった。「おとなしそうな若者だな。殺人をやるようにはとても見えない」というのが私の第一印象であった。

事件について事情をよく聞いてみると、仕事帰りに、同じ職場に勤めているブラジル人の被害者とトラブルになって口論していたところ、突然被害者から殴りかかられて暴力を振るわれたことから、自分の身を守るために所持していた果物ナイフで刺してしまったということであった。

殺意については、殺すつもりではなかったが、自分の身を守るためにとっさに刺してしまったとことで、逮捕当初警察でもそのように主張していたようだが、取調官から「ナイフで刺したら死んでしまうことはわからないのか」と問いつめられて、「そうかもしれない」と答えたら、「死んでしまうことはわかっていた」という内容で直後の調書が作成されてしまったようであった。そこで、私はまず、ナイフで刺したその時点で実際に殺すつもりがあったかどうかを殺人未遂と傷害との分岐点になることを、通訳を通じて慎重に説明した。そして、殺すつもりや相手が死んでもかまわないとは思っていなかったことを取調官にきちんと主張することと、殺意を認める内容の調書が作成されても絶対に署名・押印してはならないことをAに指示した。

また、Aの話からすれば、正当防衛ないし過剰防衛が争点となりそうだったので、被害者からの暴行の態様について詳しく聞いた。すると、事件時にナイフで刺す直前に被害者から受けた暴行によるケガが残っているととのことであったので、ケガの状態を見せてもらうと、この初回接見の時点で事件発生から5日ほど経過していたが、左目上の<sup>まなじり</sup>眦や左腰に傷跡や青い痣として残っている状態で、かなり痛そうだった。私は、被害者から暴行を受けて傷害を負った事実を主張して正当防衛を主張するために、そのケガの状態を証拠化する必要があると判断し、常に持ち歩いているデジカメで、接見室の亚克力板越しにAのケガの部位の状態を撮影した。日頃荷物が多すぎると思っていたが、常にデジカメやICレコーダーを持ち歩いていたのがここで役立った。

そして、接見を終えた足ですぐ事務所に戻り、接見報告書を作成した。Aが殺意を有していないこと、取調官の誘導によって殺意があるような調書が作成されてしまったことや、Aが被害者の暴行によってケガをしたこと、そしてこれらの事実をAが初回接見時に弁護人に主張していた事実について証拠を保全するため、接見の内容を詳しく記載し、かつケガの様子をデジカメで撮影した画像を印刷したものを添付したのである。その接見報告書は、翌日の朝一番に公証役場において確定日付を押してもらった。

## 捜査段階での戦い

私は、兎にも角にもAに殺意がなかったことを捜査機関に認めさせることが第一であると考えた。そのためにも、これ以上殺意があったかのような調書をとられないように、Aとの接見を重ねて、アドバイスをし続けることが重要だと考え、可能な限り接見を重ねるように努めた。

本来であれば、殺人未遂という重大事件でしかか否認事件ということであれば、毎日接見をしたいところである。しかし、Aが勾留されているI警察署は、私の事務所からひと山ふた山越えたところにあり、車で片道だけで1時間強かかる場所であるという距離的制約と、ほとんど日本語が話せないAとの接見には常に通訳人の同席が必要であり、通訳人と自分の都合を合わせなければならないという時間的制約とがあり、また、私自身この当時他の身柄事件を10件ほど抱えている状態でもあったことから、週に2～3回ほど接見するのがやっとというのが実際のところであった。そんな現状に内心忸怩たる思いではあったが、その分1回1回の接見を大切に、内容の濃いものにしようとした。地方の刑事弁護の現場では、常に、遠隔地に被疑者・被告人が勾留されることで事実上接見回数が制約されてしまったり、要通訳事件における通訳確保とスケジュール調整に四苦八苦するなどの苦勞が付きまとう。

次に、私は、勾留15日目に勾留理由開示請求を行い、勾留18日目に勾留理由開示公判が行われることになった。これは、勾留の理由について詳しい情報を入手することと、被疑者にそもそも殺意がなかったこと、および正当防衛状況においてAが本件犯行

を行ったことを裁判官および捜査機関側に印象づけることが目的であった。そして、勾留理由開示公判における被告人の意見陳述では、日本語が不自由な本人の意見を正確に裁判官に伝えることができるよう、被告人質問形式で意見陳述することを裁判所に事前に申し入れ、その結果、被告人質問形式で意見陳述を行うことが許された。そのおかげで、正当防衛状況であったことを裁判官にしっかり訴えることはできたと思う。ただ、勾留理由開示公判に立ち会った検察官が捜査を担当している検察官とは別の検察官であったのは、捜査機関側へのアピールという狙いが外れることとなり、残念であった。

そして、勾留理由開示公判後直ちに、Aの行為が正当防衛であって犯罪が成立しないからそもそも犯罪の嫌疑がないとして、勾留取消請求を申し立てた。これは残念ながら棄却されてしまった。

さらに、検察官が処分を決める勾留満期日の前日には、検察官に対し、殺意がないことおよび正当防衛であることを理由として、不起訴処分とするように意見書を提出した。

私自身、Aに殺人未遂が成立しないことを確信しており、万が一殺人未遂で起訴されることがあったら公判において徹底的に争っていかうという気持ちであった。いよいよ勾留満期日のその日、検察庁に連絡したところ、残念ながら不起訴処分とはならなかったが、罪名が殺人未遂ではなく傷害へと落ちて起訴されることを知った。徹底的に争っていくつもりであったことから一瞬拍子抜けしてしまったものの、傷害罪の起訴となったことは、殺人未遂罪で争って公判が長期化するよりもAやその家族にとって喜ばしいものであるし、自分としても被疑者段階での弁護活動の成果があらわれて嬉しく思った。

### 起訴後から第1回公判まで

傷害罪として起訴された後の弁護方針として悩ましかったのは、正当防衛を理由とした無罪主張をどこまで行っていかうという点であった。被害者が素手で殴ってきたのに対して、Aがナイフで応戦し傷害を負わせてしまったということ自体は、Aも認めており、他の客観証拠から考えても動かしがたい事実であり、素手対ナイフということから考えて、防衛行為の相当

性が問題となり正当防衛と認められるのはなかなか厳しいと思われた。

そこで、私はAとよく相談したうえ、①本件がAの暴行に応じるためやむをえずに行ってしまったことを明らかにするため、正当防衛の主張は維持する、②予備的に過剰防衛の主張をして、示談等の情状弁護活動も並行して行う、という弁護方針を立てた。

そうして第1回公判では、正当防衛であって無罪である旨の主張を行い、検察官請求の証拠調べの後に、正当防衛状況であることを立証するため、罪体に関する被告人質問を行い、A本人の言葉で被害者の暴行に対しての正当防衛であったことを語らせた。

### 保釈請求を行う

第1回公判終了後に、Aの意向に従って、保釈請求を行った。無罪主張しているとはいえ、検察官提出証拠には全部同意してこれらの証拠は取調べがすでに行われ、罪体に関する被告人質問も第1回公判期日で終了していたことから、罪証を隠滅する可能性がないことを主張して保釈請求を行ったのである。

保釈請求したところ、裁判所は罪証を隠滅する可能性が低いと判断して保釈許可決定が出された。しかし、検察官から抗告がなされ、執行停止となってしまった。金曜日の夕方に保釈許可と検察官抗告がなされた結果、抗告審のため、東京高等裁判所へ事件記録を移動されることになったが、なんと書記官がわざわざ自ら公共交通機関によって記録を東京に運ぶという方法で記録を移動させるらしく、土日は書記官がお休みなので、記録が高裁へ到着するのは週明けの月曜日になるとのことだった。地方では、抗告ひとつとってもこのような苦労があるということを初めて知り、ただただ驚いた。

東京高等裁判所での抗告審に対して、重ねて証拠を隠滅する可能性がないことを強調した意見書をファクシミリで送付したが、残念ながら、抗告審の判断は、原決定を取り消して保釈請求を却下するというものであった。その理由は、証拠調べが一応終了した段階にあるものの、凶器を用いた傷害事件で、事件の関係者が身近にあり、被告人と被害者との供述で細部において異なった部分があることから、罪証を隠滅するおそれが依然として高い、というもので

あった。Aの奥さんのためにも一刻も早く身体拘束から解放してあげたかった私は、非常に落胆した。

## 示談交渉に臨んで

こうした公判手続や保釈請求と並行して、被害者との示談も進めていくこととした。被害者もブラジル人で日本語が不自由だったことから、示談交渉は、Aと被害者が勤務する会社の上司(日本人)と、その会社の従業員でポルトガル語と日本語を話せる方に協力してもらって話を進めていった。

日本人上司の方から金額面において被害者と折り合いがつきそうであるとの連絡をもらい、会社において被害者と面談することとなった。面談に臨むにあたって、示談金と示談書を用意し、前もって示談書をポルトガル語に訳したものを被害者に見せておいてもらった。

そうして、被害者とその妻、Aの妻、私、上記上司と従業員とで示談交渉の面談を行った。面談の場では、示談書に記載してあった宥恕文言や清算条項について、そもそも訳されていた文言の意味について被害者の理解が得ることができず、その点で紛糾した。当初は、会話をいちいち従業員に訳してもらって私も話に参加することができていたが、話が進むにつれて被害者とAの妻がヒートアップし、従業員がその間に入ろうとして、被害者とAの妻と通訳の人の3人が私をそっちのけでポルトガル語で激しく言葉をやりとりしてしまい、途中から弁護人の私の頭の上を外国語が飛び交う状況になってしまった。私は、そもそもどんな点が問題になっているのかすら把握できなかったが、面談の雰囲気刺々しくなってしまったことだけが感じ取れた。結局、文化の違いからか宥恕文言・清算条項を入れることに被害者側が納得しなかったため、用意した示談書へ署名してもらうことはできなかった。

後日、治療費や休業損害分の被害弁償金だけでも受け取ってもらうよう、会社の上司を通じて被害者に申し入れ、示談書にサインしてもらうには至らなかったものの、被害弁償金を受け入れてもらうことはできた。外国人事件、とくに被害者が外国人である場合の示談交渉の難しさを痛感した経験であった。

## 第2回公判から判決へ

第2回公判期日においては、予備的主張の過剰防衛に関する事実の主張と併せて、情状弁護として、Aの妻を情状証人として尋問を行い、今後の生活状況やAの更生に対する支援について述べてもらった。また、情状についての被告人質問を行った。そして、論告・弁論が行われて結審した。

結審後、直ちに再度保釈請求を行い、保釈許可がなされた。検察官は再び抗告を行ったが、今度こそ抗告も棄却され、Aは約100日ぶりに身体拘束から解放された。日本人の事件であれば第1回公判期日の後に行った1回目の保釈請求で保釈が認められていたかもしれないと思うと、私としては遅きに失した保釈決定であると思ったが、保釈が実際に許可され、Aの妻から保釈金を預かって裁判所に納めたときのAの妻が非常に嬉しそうに笑顔を見せていたことが印象に残っている。

結審から2週間後に行われた判決では、手拳で殴打した被害者に対してナイフで突き刺していることから過剰性が明らかであるとして、予測していたとおり正当防衛の主張は認められなかったものの、過剰防衛の主張は認められた。また、量刑理由においては、被告人に対して暴行を加え傷害を負わせた被害者にも落ち度がある点が指摘され、これらが酌量された結果、求刑懲役3年に対し、懲役2年6月執行猶予5年の判決が下された。

本人や家族のことを考えると、とにかくなんとか実刑だけは避けたいと考えていたので、無事に執行猶予がついて、正直安堵した。主張どおり無罪とならなかったことはやはり残念であったが、なんとかAを妻のもとに帰してあげることができ、この4カ月間の自分の奮闘も無駄ではなかったなど、笑顔のAと彼の妻の顔を見ながら刑事弁護人としての喜びを感じた。

## 最後に

私は、被疑者国選で受任してから、判決まで約4カ月にわたってAの人生と関わることになったが、その中において、言語の壁という障壁の高さを実感することが多かった。Aと通訳を介してのコミュニケーションを図るなかで、どうしてもお互いの意図がさ

んと伝わりきれいていない部分があったように思う。たとえば、こちらが法律用語や裁判制度を噛み砕いて説明したつもりになっていても、通訳を介して伝えているうちに少しずつ齟齬が生じてしまっているようで、あとになって被告人との会話が噛み合わなくなって、被告人にあまり理解してもらっていなかったことが判明することもしばしばだった。日本語が不自由な外国人の被疑者・被告人の人権をきちんと守るには、その外国人の言葉や文化の理解が不可欠であるというのが実感であり、そのためには、自分を含め刑事弁護人それぞれの個人が努力を積み重ねていかなければならないと感じた。

本件において、100パーセント満足いく弁護活動ができたかと自問すれば答えはノーである。しかし、それでも今回の私の弁護活動によって、異国の地で身体拘束をされ刑事裁判を受けることとなってしまっ

たAに少しでも心強く思ってもらえていたのなら、刑事弁護人として本望である。

また、私が本件において正当防衛の主張を維持して無罪を争うことにこだわったもうひとつの理由は、Aが前科を持ってしまうと、今後のAおよびその家族の在留資格の更新において不利に働いて、へたをすれば在留資格が更新できなくなってしまうという懸念があったからである。現に、入管実務の取扱いが年々厳しくなっていることは、Aの家族や勤務先の上司からも聞いていた。その後、Aの在留資格がどうなったかは聞き及んではないが、家族のために遠く離れた日本へと出稼ぎに来て、真面目に働いていた被告人が、今回のトラブルによってつまずくことなく、今後も日本社会の中で力強く生活していくことを願うばかりである。

(なんかわ・まなぶ)